平成２２年（フ）第１６７３７号
東京都立川市若葉町３丁目６―18―305
債務者　川口　竜哉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３８号
東京都江東区東陽３丁目９－２　山本ビル１F
債務者　池谷　晴男
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３９号
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目12―24―101
債務者　村上　賢一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４０号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目８―12―902
債務者　山田銀二郎
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４５号
埼玉県吉川市道庭１丁目１―13
債務者　伊藤　律子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４６号
東京都板橋区新河岸２丁目10―１―402
債務者　村越みえ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７６９号
東京都大田区下丸子３丁目25―４―201
債務者　中山　朋子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７１号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目１―13
債務者　志田ひろみ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７２号
東京都八王子市山田町1688－６－A102
債務者　渡部沙貴子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７３号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目８―16　メゾンシャインⅡ101
債務者　塚本　眞弘
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７４号
神奈川県川崎市宮前区平１丁目２―43―201
債務者　荒井　光明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７７号
東京都日野市百草2077　ブリージングタウン百草園Ｃ－１－２
債務者　栗山　博行
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８０７号
東京都板橋区蓮根１丁目27―11―202
債務者　村岡　正晴
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８０８号
東京都新宿区余丁町８―12―602
債務者　金沢順子こと　金　　明順
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８０９号
神奈川県小田原市飯泉1217―102
債務者　林　　正治
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部